

議案第78号

杉並区立子供園条例及び杉並区保育料等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成29年11月16日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立子供園条例及び杉並区保育料等に関する条例の一部を改正する条例
第1条 杉並区立子供園条例（平成21年杉並区条例第42号）の一部を次のよう
に改正する。

別表第2（1）備考1（1）中「市町村民税を」を「地方税法第292条第1
項第1号に掲げる均等割及び所得割を」に改め、同表（2）中備考以外の部分を
次のように改める。

（2）長時間保育

幼児の属する世帯の階層区分			保育料月額（幼児単位）		
階層	条件	1日当たりの保育の時間			
		8時間を超え11時間以下	8時間以下		
A階層	被保護世帯等又は里親世帯等	0円	0円		
B階層	市町村民税非課税世帯（A階層に属する世帯を除く。）	1,000円	900円		
C階層	市町村民税均等割のみ課税世帯（A階層に属する世帯を除く。）	1,400円	1,300円		
D階層	第1階層	市町村民税所得割課税世帯（A階層に属する世帯を除く。）	所得割課税額が5,000円未満の世帯	2,200円	2,100円
	第2階層	所得割課税額が5,000円以上8,200円未満の世帯	2,900円	2,800円	
	第3階層	所得割課税額が8,200円以上11,100円未満の世帯	6,100円	5,900円	
	第4階層	所得割課税額が11,100円以上20,000円未満の世帯	8,000円	7,800円	
	第5階層	所得割課税額が20,000円以上33,300円未満の世帯	10,200円	10,000円	
	第6階層	所得割課税額が33,300円以上48,600円未満の世帯	11,900円	11,600円	
	第7階層	所得割課税額が48,600円以上57,700円未満の世帯	12,200円	11,900円	
	第8階層	所得割課税額が57,700円以上77,100円未満の世帯	13,900円	13,600円	
	第9階層	所得割課税額が77,100円以上97,000円未満の世帯	15,700円	15,400円	
	第10階層	所得割課税額が97,000円以上128,500円未満の世帯	17,300円	17,000円	
	第11階層	所得割課税額が128,500円以上169,000円未満の世帯	18,700円	18,300円	
	第12階層	所得割課税額が169,000円以上183,500円未満の世帯	20,000円	19,600円	
	第13階層	所得割課税額が183,500円以上211,200円未満の世帯	21,400円	21,000円	

第14階層	所得割課税額が211,200円以上233,700円未満の世帯	22,700円	22,300円
第15階層	所得割課税額が233,700円以上256,300円未満の世帯	23,700円	23,200円
第16階層	所得割課税額が256,300円以上283,700円未満の世帯	24,800円	24,300円
第17階層	所得割課税額が283,700円以上301,000円未満の世帯	25,000円	24,500円
第18階層	所得割課税額が301,000円以上338,500円未満の世帯	25,400円	24,900円
第19階層	所得割課税額が338,500円以上366,000円未満の世帯	25,800円	25,300円
第20階層	所得割課税額が366,000円以上397,000円未満の世帯	26,200円	25,700円
第21階層	所得割課税額が397,000円以上435,400円未満の世帯	26,800円	26,300円
第22階層	所得割課税額が435,400円以上481,300円未満の世帯	27,500円	27,000円
第23階層	所得割課税額が481,300円以上540,800円未満の世帯	28,100円	27,600円
第24階層	所得割課税額が540,800円以上616,100円未満の世帯	28,900円	28,400円
第25階層	所得割課税額が616,100円以上715,000円未満の世帯	29,800円	29,200円
第26階層	所得割課税額が715,000円以上850,900円未満の世帯	30,800円	30,200円
第27階層	所得割課税額が850,900円以上1,150,000円未満の世帯	31,900円	31,300円
第28階層	所得割課税額が1,150,000円以上1,300,000円未満の世帯	34,800円	34,200円
第29階層	所得割課税額が1,300,000円以上の世帯	37,700円	37,000円

別表第2(2)備考3中「第24階層」を「第29階層」に改める。

第2条 杉並区保育料等に関する条例(平成27年杉並区条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料月額(支給認定子ども単位)					
階層	条件	0歳児		1歳児及び2歳児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)による支援給付を含む。)を受けている者の属する世帯(以下「被保護世帯等」という。)又は支給認定保護者が児童福祉法(昭	0円	0円	0円	0円	0円	0円

		和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4に規定する里親若しくは同法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)の長である世帯(以下「里親世帯等」という。)							
B階層		市町村民税非課税世帯(A階層に属する世帯を除く。)	1,400円	1,300円	1,400円	1,300円	1,000円	900円	
C階層		市町村民税均等割のみ課税世帯(A階層に属する世帯を除く。)	2,200円	2,100円	2,000円	1,900円	1,400円	1,300円	
D階層	第1階層	市町村民税所得割課税世帯(A階層に属する世帯を除く。)	所得割課税額が5,000円未満の世帯	2,800円	2,700円	2,600円	2,500円	2,200円	2,100円
	第2階層		所得割課税額が5,000円以上8,200円未満の世帯	3,700円	3,600円	3,400円	3,300円	2,900円	2,800円
	第3階層		所得割課税額が8,200円以上11,100円未満の世帯	8,000円	7,800円	7,300円	7,100円	6,100円	5,900円
	第4階層		所得割課税額が11,100円以上20,000円未満の世帯	9,900円	9,700円	9,100円	8,900円	8,000円	7,800円
	第5階層		所得割課税額が20,000円以上33,300円未満の世帯	11,200円	11,000円	10,300円	10,100円	10,200円	10,000円
	第6階層		所得割課税額が33,300円以上48,600円未満の世帯	18,400円	18,000円	16,900円	16,600円	11,900円	11,600円
	第7階層		所得割課税額が48,600円以上57,700円未満の世帯	18,800円	18,400円	17,200円	16,900円	12,200円	11,900円
	第8階層		所得割課税額が57,700円以上77,100円未満の世帯	22,900円	22,500円	21,000円	20,600円	13,900円	13,600円
	第9階層		所得割課税額が77,100円以上97,000円未満の世帯	25,800円	25,300円	23,600円	23,100円	15,700円	15,400円
	第10階層		所得割課税額が97,000円以上128,500円未満の世帯	28,300円	27,800円	25,900円	25,400円	17,300円	17,000円
	第11階層		所得割課税額が128,500円以上169,000円未満の世帯	30,600円	30,000円	28,000円	27,500円	18,700円	18,300円
	第12階層		所得割課税額が169,000円以上183,500円未満の世帯	33,000円	32,400円	30,200円	29,600円	20,000円	19,600円

第13階層	所得割課税額が183,500円以上211,200円未満の世帯	35,000円	34,400円	32,100円	31,500円	21,400円	21,000円
第14階層	所得割課税額が211,200円以上233,700円未満の世帯	37,200円	36,500円	34,100円	33,500円	22,700円	22,300円
第15階層	所得割課税額が233,700円以上256,300円未満の世帯	39,000円	38,300円	35,700円	35,000円	23,700円	23,200円
第16階層	所得割課税額が256,300円以上283,700円未満の世帯	41,000円	40,300円	37,600円	36,900円	24,800円	24,300円
第17階層	所得割課税額が283,700円以上301,000円未満の世帯	42,800円	42,000円	39,200円	38,500円	25,000円	24,500円
第18階層	所得割課税額が301,000円以上338,500円未満の世帯	44,600円	43,800円	40,900円	40,200円	25,400円	24,900円
第19階層	所得割課税額が338,500円以上366,000円未満の世帯	46,200円	45,400円	42,300円	41,500円	25,800円	25,300円
第20階層	所得割課税額が366,000円以上397,000円未満の世帯	48,000円	47,100円	44,000円	43,200円	26,200円	25,700円
第21階層	所得割課税額が397,000円以上435,400円未満の世帯	52,000円	51,100円	47,700円	46,800円	26,800円	26,300円
第22階層	所得割課税額が435,400円以上481,300円未満の世帯	58,600円	57,600円	53,700円	52,700円	27,500円	27,000円
第23階層	所得割課税額が481,300円以上540,800円未満の世帯	64,400円	63,300円	59,000円	57,900円	28,100円	27,600円
第24階層	所得割課税額が540,800円以上616,100円未満の世帯	69,000円	67,800円	63,200円	62,100円	28,900円	28,400円
第25階層	所得割課税額が616,100円以上715,000円未満の世帯	73,200円	71,900円	67,100円	65,900円	29,800円	29,200円
第26階層	所得割課税額が715,000円以上850,900円未満の世帯	77,500円	76,100円	71,000円	69,700円	30,800円	30,200円
第27階層	所得割課税額が850,900円以上1,150,000円未満の世帯	82,200円	80,800円	75,300円	74,000円	31,900円	31,300円
第28階層	所得割課税額が1,150,000円以上1,300,000円未満の世帯	89,000円	87,400円	82,200円	80,800円	34,800円	34,200円
第29階層	所得割課税額が1,300,000円以上の世帯	92,400円	90,800円	89,000円	87,400円	37,700円	37,000円

階層	0,000円以上の世帯						
----	-------------	--	--	--	--	--	--

備考

- 1 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 0歳児 0歳の支給認定子ども及び1歳の支給認定子どものうち満1歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。
 - (2) 1歳児及び2歳児 1歳の支給認定子どものうち満1歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のもの、2歳の支給認定子ども及び3歳の支給認定子どものうち満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。
 - (3) 3歳以上児 3歳の支給認定子どものうち満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のもの及び4歳以上の支給認定子どもをいう。
 - (4) 保育標準時間 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第4条第1項の規定による保育必要量の区分が1日当たり11時間までであるものをいう。
 - (5) 保育短時間 府令第4条第1項の規定による保育必要量の区分が1日当たり8時間までであるものをいう。
 - (6) 市町村民税非課税世帯 地方税法第292条第1項第1号に掲げる均等割及び所得割を課されない者のみで構成する世帯をいう。
 - (7) 市町村民税均等割のみ課税世帯 所得割を課されない者のみで構成する世帯（市町村民税非課税世帯を除く。）をいう。
 - (8) 市町村民税所得割課税世帯 市町村民税非課税世帯及び市町村民税均等割のみ課税世帯以外の世帯をいう。
- 2 4月から8月までの月分の保育料の額は前年度分の市町村民税により、9月から翌年3月までの月分の保育料の額は当該年度分の市町村民税により決定するものとする。
- 3 支給認定子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、D階層の第29階層にあるものとみなしてこの表を適用する。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杉並区立子供園条例別表第2（2）の規定は、平成30年4月以後の月分の保育料について適用し、同年3月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の杉並区保育料等に関する条例（以下「新保育料等条例」という。）別表第1の規定は、平成30年4月以後の月分の保育料について適用し、同年3月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。
- 4 平成30年4月から平成31年3月までの月分の新保育料等条例別表第1備考1（1）に規定する0歳児に係る保育料の額は、同表に掲げる1歳児及び2歳児に係る保育料の額とする。

(提案理由)

保育料を改定する必要がある。

保育料（杉並区立子供園（長時間保育））改定資料

改正後					改正前				
階層区分		保育料月額			階層区分		保育料月額		
階層	条件	保育時間		階層	条件	保育時間			
		8～11時間	8時間以下			8～11時間	8時間以下		
A	生活保護法による被保護世帯等	0円	0円	A	生活保護法による被保護世帯等	0円	0円		
B	区民税非課税世帯	1,000円	900円	B	区民税非課税世帯	0円	0円		
C	区民税均等割のみ課税世帯	1,400円	1,300円	C	区民税均等割のみ課税世帯	1,300円	1,200円		
D	区民税所得割課税世帯（所得割課税額）	5,000円未満	2,200円	2,100円	C	1	5,000円未満	2,000円	1,900円
		5,000円以上 8,200円未満	2,900円	2,800円	2	5,000円以上 8,200円未満	2,600円	2,500円	
		8,200円以上 11,100円未満	6,100円	5,900円	3	8,200円以上 11,100円未満	5,600円	5,500円	
		11,100円以上 20,000円未満	8,000円	7,800円	1	11,100円以上 20,000円未満	7,200円	7,000円	
		20,000円以上 33,300円未満	10,200円	10,000円	2	20,000円以上 33,300円未満	9,200円	9,000円	
		33,300円以上 48,600円未満	11,900円	11,600円	3	33,300円以上 48,600円未満	10,800円	10,600円	
		48,600円以上 57,700円未満	12,200円	11,900円	4	48,600円以上 57,700円未満	12,600円	12,300円	
		57,700円以上 77,100円未満	13,900円	13,600円	5	57,700円以上 77,100円未満	14,200円	13,900円	
		77,100円以上 97,000円未満	15,700円	15,400円	6	77,100円以上 102,500円未満	15,700円	15,400円	
		97,000円以上 128,500円未満	17,300円	17,000円	7	102,500円以上 128,500円未満	16,900円	16,600円	
		128,500円以上 169,000円未満	18,700円	18,300円	8	128,500円以上 156,000円未満	18,000円	17,600円	
		169,000円以上 183,500円未満	20,000円	19,600円	9	156,000円以上 183,500円未満	18,100円	17,700円	
		183,500円以上 211,200円未満	21,400円	21,000円	10	183,500円以上 211,200円未満	18,200円	17,800円	
		211,200円以上 233,700円未満	22,700円	22,300円	11	211,200円以上 233,700円未満	18,400円	18,000円	
		233,700円以上 256,300円未満	23,700円	23,200円	12	233,700円以上 256,300円未満	18,600円	18,200円	
		256,300円以上 283,700円未満	24,800円	24,300円	13	256,300円以上 283,700円未満	18,800円	18,400円	
		283,700円以上 301,000円未満	25,000円	24,500円	14	283,700円以上 311,100円未満	19,100円	18,700円	
		301,000円以上 338,500円未満	25,400円	24,900円	15	311,100円以上 338,500円未満	19,400円	19,000円	
		338,500円以上 366,000円未満	26,200円	25,700円	16	338,500円以上 366,000円未満	19,800円	19,400円	
		366,000円以上 397,000円未満	26,800円	26,300円	17	366,000円以上 398,800円未満	20,200円	19,800円	
		397,000円以上 435,400円未満	27,500円	27,000円	18	398,800円以上 435,400円未満	20,700円	20,300円	
		435,400円以上 481,300円未満	28,100円	27,600円	19	435,400円以上 481,300円未満	21,200円	20,800円	
		481,300円以上 540,800円未満	28,900円	28,400円	20	481,300円以上 540,800円未満	21,800円	21,400円	
		540,800円以上 616,100円未満	29,800円	29,200円	21	540,800円以上 616,100円未満	22,600円	22,200円	
		616,100円以上 715,000円未満	30,800円	30,200円	22	616,100円以上 715,000円未満	23,500円	23,100円	
		715,000円以上 850,900円未満	31,900円	31,300円	23	715,000円以上 850,900円未満	24,500円	24,000円	
		850,900円以上 1,150,000円未満	34,800円	34,200円	24	850,900円以上			
		1,150,000円以上 1,300,000円未満	37,700円	37,000円					
		1,300,000円以上							

